

## 一般社団法人全日本かるた協会会員規程

### (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下「本協会」という。）の定款に基づき、本協会の会員に関する規程を定めるものである。

### (入会の手続)

第2条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、直接または本協会に登録しているかるた会（以下「登録会」という）を通じて、提出しなければならない。入会申込書の様式は別表1とする。

### (入会申込書記載事項の変更)

第3条 会員は前条に定める入会申込書の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、直接又は登録会を通じて変更届を提出しなければならない。変更届の様式は別表2とする。

### (入会金)

第4条 定款第8条の入会金は本協会に入会する時に納入するものとし、額は次のとおりとする。

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 正会員及び准会員   | 2,000 円 |
| (2) 賛助会員及び名誉会員 | 免除      |

2 前項にかかわらず、正会員及び准会員の入会金は、当分の間これを免除する。

### (会 費)

第5条 定款第8条の会費は毎事業年度に1回納入するものとし、額は次のとおりとする。

- |               |          |
|---------------|----------|
| (1) 正会員       | 10,000 円 |
| (2) 准会員       | 5,000 円  |
| (3) 個人である賛助会員 | 3,000 円  |
| (4) 団体である賛助会員 | 30,000 円 |
| (5) 名誉会員      | 免除       |

2 本協会の主催するかるた大会において年度途中でD級優勝等によりC級に登録した者は、当該年度のみ正会員または准会員としての会費を免除する。

3 正会員のうち、5段以下C級以上の選手及び指導者・支援者の会費は、当分の間5,000円に割り引くものとする。

### (会費の納入)

第6条 名誉会員を除く本協会の会員は、当該事業年度の会費を毎年4月30日までに、直接又は登録会を通じて、本協会に納入しなければならない。

2 年度途中の入会者は、前条2項の対象者を除き、当該事業年度の会費を入会時に納入しなければならない。

(退会の手続)

第7条 会員が本協会を退会しようとする場合は、退会届を直接又は登録会を通じて本協会に提出しなければならない。退会届の様式は別表3とする。

(除名の手続)

第8条 会員が定款第10条に該当し、本協会がこれを除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに当該会員の除名の決議を行う総会において決議前に弁明の機会を与える。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、理事会での決議を経て、改廃することができる。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本協会の会員に関する必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。